

いのちのギャラリー通信

4月21日(日) 13:30~16:00 死刑と司法を考える

第13回プリズンアカデミー・カフェ in 赤羽・青猫書房

基礎から学ぶ少年法



(1969年4月8日永山則夫容疑者)

トークゲスト：大倉浩さん

(弁護士。元埼玉弁護士会会長。子どもシェルター「ピッピ」理事長)

日時 4月21日(日)13:30~16:00(受付13:00)

会場 青猫書房(東京都北区赤羽2-28-2)電話03-3901-4080

アクセス JR「赤羽駅」北改札東口徒歩10分

メトロ南北線「赤羽岩淵」駅出口1番徒歩10分

参加費 1000円/25歳までユース割、生活困窮の方、半額

主催・予約 いのちのギャラリー 090-9333-8807(市原)

今年2月2日。少年事件の被告が死刑確定と報道された。甲府市で2021年、全焼した住宅の焼け跡から夫妻の遺体が見つかった事件で、殺人や現住建造物等放火な

どの罪に問われた当時 19 歳の無職の被告(21)が、東京高裁への控訴を取り下げ、死刑判決が確定した。56 年前の永山則夫の事件を裁いた裁判では、死刑、無期、死刑と判決が逆転。「永山事件は少年法改定のキャンペーンに使われた可能性がある。泳がしてもっと大きな事件を起こさせようとした」と、永山本人が訴えるようになったのは、裁判が始まって7年も経ってからだった。今、18.19 歳の年齢の少年少女を特定少年として指定されると写真を公開できることになったり、厳罰化の流れが止まっていない。少年法とは何？元々の趣旨、立法理由は？うやむやにされていないだろうか？改定の経緯、理由、背景は？ 全ての子どもたちが幸せに生きられる社会へ。共に学びたいと思います。

今年最初のゲスト、大倉浩さんは、東京・赤羽のすぐお隣。埼玉県の元弁護士会会長。埼玉県で、少年の更生・自立支援に現場の人々と長年取り組んで勉強会も開催。子どもシェルター運営にも関わる弁護士さんです。今回の講演依頼に即快諾を頂きました。